

歯周病検診実施要領

(目的)

第1 この要領は、健康増進法の本旨に基づき、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的に、千葉市（以下「甲」という。）が一般社団法人千葉市歯科医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する歯周病検診業務について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有し、当該年度に30歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳となる者とする。

2 検診回数は、同一人年1回とする。

(実施期間)

第3 この検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

(検診取扱い歯科医療機関)

第4 この検診は、乙会員である歯科医師（以下「丙」という。）が行うものとする。

(受診券及び受診記録票の配布)

第5 甲は、この検診の対象者に対し、「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付する。

2 甲は、丙に対し、「歯周病検診受診記録票」（以下「受診記録票」という。）を送付する。

(検診方法)

第6 この検診の受診者は、受診券を甲から受け取り、丙の定める日時に持参し、検診を受けるものとする。

2 検診項目は次のとおりとする。

(1) 問診（既往歴、自覚症状の有無、歯科保健行動等）

(2) 歯及び歯周組織検査

3 受診者への結果通知は、丙が行うものとする。

(総合判定)

第7 判定にあたっては、「歯周病検診マニュアル2023」（厚生労働省）を参照し、「異常なし」、「要指導」又は「要精密検査」に判定する。

(検診結果の管理)

第8 丙は、検診結果を少なくとも5年間は保存するものとする。

(指導区分)

(保健指導)

第9 それぞれの判定区分に基づき、次の内容を留意した指導を行う。また、実施時は受診者に対し、別に定める「千葉市歯周病検診実施マニュアル」に基づいて行うこととする。

(1) 「異常なし」と区分された者

情報及び知識を提供することで、今後の気づきに繋がるよう指導を行う。

(2) 「要指導」と区分された者

改善を必要とする生活習慣について、それに繋がる動機づけとなるよう指導を行う。

(3) 「要精密検査」と区分された者

改善を必要とする生活習慣について、それに繋がる動機づけを行い、歯科医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

(精密検査結果の報告)

第10 丙は、検診の結果「要精密検査」と判定された者に対する精密検査を自院内で実施した時は、「歯周病精密検査結果連絡票」により、精密検査結果を甲に報告する。

(記録の整備)

第11 丙は、次のように記録を整備するものとする。

(1) 検診の記録は、氏名、生年月日、住所、検診の結果、指導や治療の必要性の有無等を記録する。

(2) 必要に応じ、治療の状況や事後の指導等その他必要な事項についても記録する。

(検診費用)

第12 丙は、検診費用として受診者から500円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

(結果報告及び委託料の支払い)

第13 この検診の委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

(精度の向上)

第14 検診に従事する丙は、診断技術の向上を図るため、自ら積極的に研修等に参加することとする。

2 乙は、甲から提供された検診結果を活用し、丙の実施する検診の精度管理を行うこととする。

(広報)

第15 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て、市政だより、パンフレット等を活用し、歯周病検診の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期日、実施方法、その他の必要な事項について市民に周知する。

(規定外事項)

第16 この要領に定めるもののほか、歯周病検診の実施に関し必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(事故発生時の措置)

第17 丙は、事故が発生した場合、速やかに乙に報告する。乙は、緊密な連携の下、適切な措置を講ずるため、甲に速やかに連絡することとする。

附 則

この要領は、平成13年9月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。